

【R6年度2・3年生（4月にマイナンバー提出をした世帯）】

「就学支援金(R6.4月～R6.6月)」認定(不認定)結果と 授業料無償化制度に伴う今後のお手続きについて

日頃から本校の教育活動にご理解・ご協力を賜りまして、ありがとうございます。

4月にお手続きいただきました「就学支援金（R6.4月～R6.6月）」について、受給資格の認定（不認定）結果が出ております。結果通知については、東京都教育委員会より郵送となりますので、ご確認ください。不認定となった場合には、「就学支援金（7月～翌6月分）」について、オンライン申請システムにて、申請入力を行っていただく必要がございます。

所得制限により、就学支援金が不認定となった場合にも、「授業料通信教育受講料減免申請書」の提出により、東京都の授業料無償化制度の適用となります。「授業料減免決定通知書」および、今後のお手続きに必要な書類等を、経営企画室より生徒の皆さんにお渡ししておりますので、ご確認お願いいたします。

① 就学支援金が「認定」だった

→7月～翌6月について自動判定となります

（1）7月～翌6月が「認定」となった…今後の手続きは不要です

（2）7月～翌6月が「不認定」となった…7月～3月までの授業料の減免申請手続きが必要で
す

② 就学支援金が「不認定」だった

→第2回就学支援金（7月～翌6月）のオンライン申請手続きが必要です

「授業料通信教育受講料減免申請書」が未提出の方は、経営企画室へご提出ください

※ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

東京都立大泉高等学校
経営企画室（担当：有働）
TEL：03-3924-0318